

下野市人権教育・啓発推進行動計画(案)

～人権を尊重し すべての人が幸せを実感できる社会の実現～

令和5年度～令和9年度

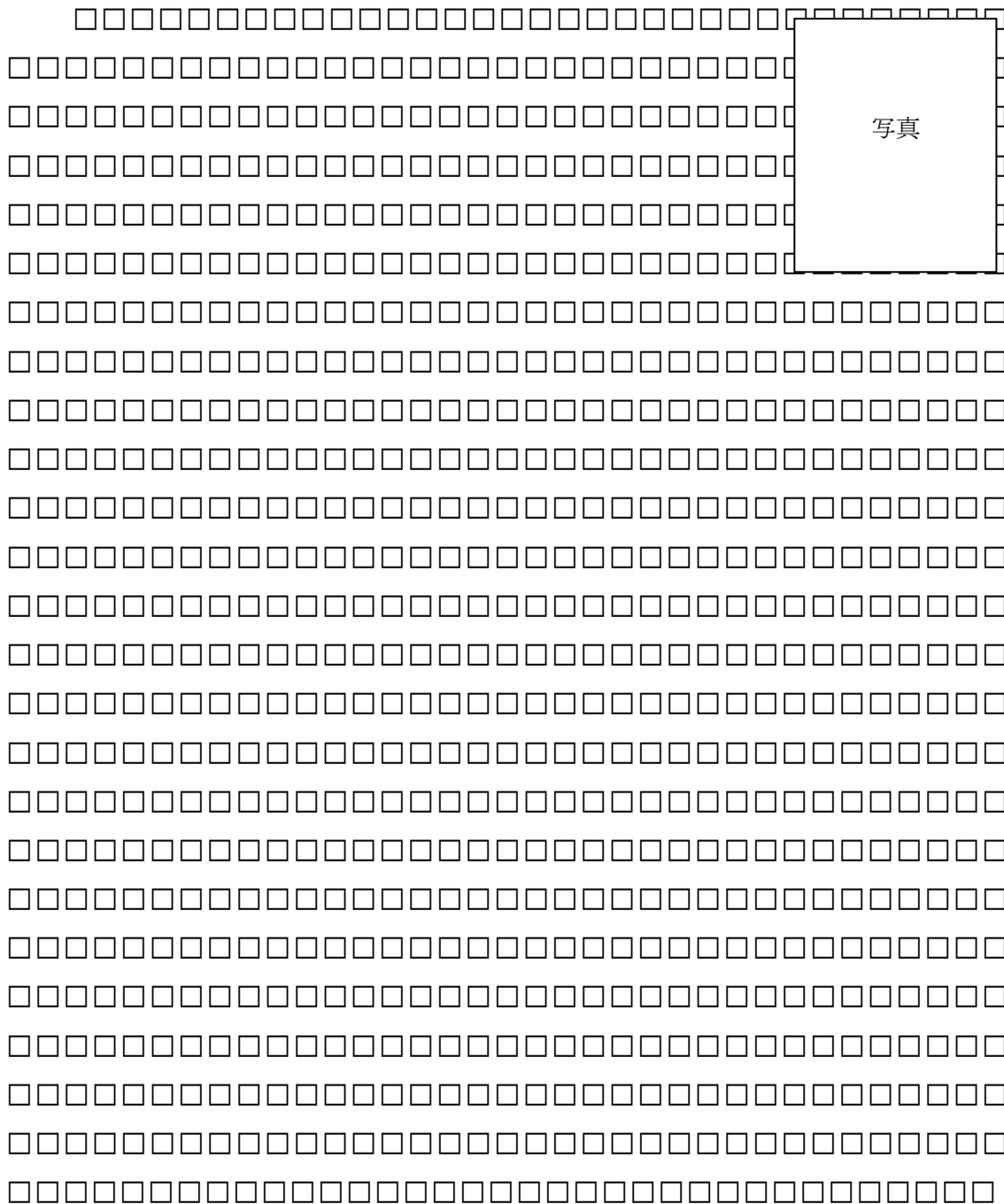


「じんけん大使」カンピくん

令和5年3月

下野市

はじめに



令和5年3月

下野市長 坂村 哲也



『下野市観光大使』のカンピくんが、令和2年8月20日にじんけん大使に委嘱されました。

『じんけん大使』カンピくんは、本市を代表して様々な人権啓発活動に参加し、人権への啓発効果を向上させる役割を担っています。

背景の虹色は多様性を表す象徴であり、性の多様性を尊重するための運動では虹色のレインボーフラッグがそのシンボルとして使用されています。

(注)

「障がい」の表記については、法に規定のある用語等は、そのまま「害」を用いています。このため文中で、「障がい者」や「性同一障害」など、「がい」が漢字表記とひらがな表記のものが混在しています。

(目 次)

第1章 計画策定の背景と基本的な考え方

1 計画策定の背景.....	1
(1)国の動向.....	1
(2)県の動向.....	2
(3)下野市の取組.....	2
2 基本的な考え方.....	4
(1)基本理念.....	4
(2)基本目標.....	4
(3)基本姿勢.....	4
3 行動計画の推進期間.....	5

第2章 人権問題の現状と重要課題への対応

○ 本市の人権推進についての重要課題と施策に対する対応.....	6
1 女性.....	7
2 子ども.....	9
3 高齢者.....	11
4 障がい者.....	13
5 部落差別(同和問題).....	15
6 外国人.....	17
7 SOGI(性的指向・性自認)と人権侵害.....	19
8 感染症と人権侵害.....	21
9 インターネット上の人権侵害.....	23
10 その他の人権問題.....	25

第3章 計画の推進	27
1 生涯学習のあらゆる場を通じて.....	27
(1)就学前・学校教育.....	27
(2)社会教育.....	27
(3)家庭・地域.....	27
(4)企業.....	28
2 人権推進をささえる人材の育成.....	28
(1)市職員.....	28
(2)学校教育・社会教育等関係者.....	28
(3)医療・福祉関係者.....	28
(4)マスメディア関係者.....	29
3 効果的な推進.....	29
(1)学習機会の拡大・充実.....	29
(2)情報の提供と啓発.....	29
(3)関連機関との連携.....	29
(4)相談・支援・救済体制の充実.....	29
 第4章 推進体制等	 30
1 推進体制.....	30
(1)庁内推進体制の強化.....	30
(2)市民、地域との協働による取組の推進.....	30
(3)国・県等関連機関との連携.....	30
2 行動計画の進行管理及び見直し.....	30

参考資料

世界人權宣言	31
日本國憲法(抄)	35
下野市人權推進審議會條例.....	38
下野市人權推進審議會委員名簿	40

第1章 計画策定の背景と基本的考え方

1 計画策定の背景

[国の動向]

20世紀においては、世界を巻き込んだ大戦が2度も起こり、その中で特定の人種の迫害や大量虐殺など、深刻な人権侵害が横行しました。この経験から、世界平和の基礎ともいえる人権の保障を国際的に謳った「世界人権宣言」が昭和 23(1948)年の国連総会において採択されました。

その後平成6(1994)年、同じく国連において、平成7(1995)年から平成 16(2004)年までの 10 年間で「人権教育のための国連 10 年」とする決議が採択されたことを受け、我が国においても平成9(1997)年7月に「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画を策定し、「人権という普遍的文化」を構築することを目的に、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者等に関する人権問題を設定し、様々な施策に取り組むこととしました。

平成 12(2000)年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」が施行され、人権教育及び人権啓発の理念や国、地方公共団体、国民それぞれの責務を明らかにするとともに、平成 14(2002)年には、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

さらには、平成 15(2003)年の「性同一障害の性別の取扱いの特例に関する法律」、平成 25(2013)年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、平成 28(2016)年の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」や「部落差別の解消の推進に関する法律」など、人権に関する法整備が進められると同時に、さまざまな施策が講じられています。

一方で、令和元(2019)年に世界で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染者や医療従事者等への差別が社会問題となるほか、近年では性的指向・性自認を理由とした差別、職場における人権侵害、インターネット上の人権侵害等への関心が高まっています。平成 27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」が「誰一人取り残さない」ことを誓っているように、多様性を認め合いすべての人の人権が守られる共生社会の実現が、より一層求められています。

[県の動向]

県では、「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画の趣旨を踏まえ、県民一人ひとりの基本的人権を尊重し、明るく幸せな社会づくりを目指して、平成 13(2001)年3月に「栃木県人権教育・啓発推進行動計画」を策定しました。

さらに、栃木県同和対策審議会から平成 13(2001)年に出された意見具申において、「人権をめぐる世界的な動き、さらには、人権教育・啓発推進法の設立等を考慮すれば、人権条例等の制定については是認できる」との提言がなされたことから、すべての県民の人権が尊重される社会づくりに努めることとして、平成 15(2003)年に「栃木県人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。

この条例では、人権尊重の社会づくりに関する基本理念や県及び県民の責務を明らかにするとともに、人権施策の推進にあたっては、県としての基本方針を定めることとされており、平成 17(2005)年3月に「栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」を策定しました。

また、平成 18(2006)年には、この基本方針に基づき、「人権教育及び人権啓発」並びに「相談・支援」に関する基本的な取組方向を明らかにした「栃木県人権施策推進基本計画」を策定しました。

平成 28(2016)年には、複雑・多様化する人権問題に対応し、不当な差別や虐待などの人権侵害が行われることなく、一人ひとりの人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、「栃木県人権施策推進基本計画(改訂版)」を引き継ぎ、その成果と課題を踏まえた「栃木県人権施策推進基本計画(2016～2025)」を策定し、令和 3 年度には中間見直しを行っています。

また、令和 4 年 9 月には「パートナーシップ宣誓制度」を導入し、性的指向や性自認にかかわらず、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現を目指した取り組みを進めています。

[下野市の取組]

市では、「人権問題は市民一人ひとりの課題」として、各課の事業において人権教育・啓発に取り組むとともに、法務大臣より委嘱を受けた人権擁護委員の活動により、地域に密着した啓発活動を展開しています。また、学校においても、すべての教育活動を通じて、人権尊重の教育を行っています。

しかし、女性、子ども、高齢者、障がい者等の人権問題は依然として存在しています。少子高齢化、情報化、国際化等の社会情勢の変化に伴い、新たな人権に関する課題も生じており、「人権意識の高揚」は市政の重要な課題となっています。

このため、市における人権尊重の総合的かつ計画的な施策の推進を図るため設置した「下野市人権推進審議会」において、本市が取り組むべき施策の基本方向を検討し、平成 19(2007)年に「下野市人権教育・啓発推進行動計画」を策定しました。その後 5年ごとにその成果と課題を踏まえて同計画を改定し、現状に即した人権施策を推進してきました。

前計画である「下野市人権教育・啓発推進行動計画(2018～2022)」期間においては、前述の人権課題に対し各課が関係機関と連携し、啓発活動や相談対応を行ってきましたが、社会情勢の変化により、新たに全国的に新型コロナウイルス感染症に起因する差別が問題や、情報化の進展によるインターネット上の人権侵害状況の悪化、性的指向・性自認を理由とした差別問題に対する関心の高まりがみられました。本市においてもこれらの情勢を踏まえ、今回策定した「下野市人権教育・啓発推進行動計画(令和5年度～令和9年度)」においては、「SOGI(性的指向・性自認)と人権侵害」および「感染症と人権侵害」を新たに重要課題とし、他の重要課題とともに重点的に取り組んでいくこととします。

2 基本的な考え方

(1)基本理念

人権とは、人間の尊厳に基づいてすべての人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

本市では、市民と行政が一体となって、家庭、地域社会、学校、企業などあらゆる場を通じて人権尊重の理念に対する理解を深められるよう、人権教育・啓発を推進するとともに、個別の重要課題の解決に向け積極的に取り組みます。

(2)基本目標

『人権を尊重し すべての人が幸せを実感できる社会の実現』

すべての人の人権が尊重される社会を実現するため、他人の人権も自分の人権と同じように尊重し、自分と他人の違いを多様性として認めることが必要です。下野市は、このような視点に立って人権教育・啓発を推進するとともに、お互いに人権を尊重し合う地域のあたたかみや幸せを感じることができる社会の実現を目指します。

(3)基本姿勢

①生涯学習の視点に立った人権教育の推進

市民一人ひとりが、人権に関する様々な問題に気づき、あらゆる場を学習の機会ととらえ、自発的に参加し、常に他者を思いやる習慣を身に付けることが大切です。そのために、学校教育においては、人権教育を積極的に推進し、生活の中で実践できる子どもの育成を目指します。

社会教育においては、社会教育施設などの市民の学習の場や、人権に関連するセミナー等を通じて自発的に人権問題について考え、解決に向けて取り組み、実践力ある市民の育成に努めます。

②共生の心を育む

すべての人が、年齢・性別・国籍・性的指向等の相手との違いを、多様性として互いに認め合い、人権を尊重する「共生の心」を育てていくことが大切です。

やさしさと人を思いやる心、違いを認め合う寛容な心などを醸成し、すべての人々が、互いに共生できる社会の実現に向けた一層の取り組みを進めます。

③関係機関との連携

家庭、学校、地域、企業、行政などが相互に連携しながら、効果的で実践的な人権教育・啓発を推進します。

家庭や地域においては、日常生活の中で偏見や差別の不当性を見極め、自らの姿勢や行動をもって、子どもに示していくことが重要であることから、様々な地域活動を通して人権尊重に対する意識を育むことが大切です。

学校においては、社会奉仕活動等の参加型学習や高齢者等との交流を推進するとともに、人権教育に関する教材等の調査研究を進め学習内容や指導等を充実します。

企業においては、公正な採用と、労働者の権利を認め、守ることが必要です。

行政においては、すべての行政職員が人権尊重を基盤として業務を遂行するよう研修の充実に努めます。

3 行動計画の推進期間

行動計画の推進期間は、令和 5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とし、計画期間内において国連や国の動向等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

第2章 人権問題の現状と重要課題への対応

人権教育・啓発の推進にあたっては、女性、子ども、高齢者、障がい者、部落差別、外国人、SOGI（性的指向・性自認）と人権侵害、感染症と人権侵害、インターネット上の人権侵害等を重要課題として位置づけて、それぞれ固有の問題点について取り組むとともに、個人の尊重と法の下での平等という普遍的な視点からも取り組みます。

また、このほかにも職場における人権侵害や、震災被害者等の人権をめぐる様々な問題が存在しています。これらの人権問題についても、偏見や差別等が解消され、明るく平和な生活ができるよう、積極的かつ効果的な施策の推進を図ります。

～本市の人権推進についての重要課題と施策に対する対応策～

様々な人権に関する施策を調査検討し、総合的かつ効果的に推進するために、次の重要課題に対する施策の基本方針や具体的施策を掲げました。本市においては関係団体と連携し、人権問題の重要性を認識し取り組んでいきます。

なお、本計画の重要課題に対する施策については、市民の人権の擁護に深く関連する施策に限定し、その他の関連施策については、庁内各課で対応する個別計画にて実施することとします。

1 女性

〈現状と課題〉

国では、性別に関わりなくその個性や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」をはじめとした法制面の整備を行ってきました。しかし、未だ職場や地域、家庭等では、性別による固定的役割分担意識が根強く残っており、家事・育児・介護負担の偏り、ドメスティック・バイオレンス（DV）^{1*}、職場におけるハラスメント（セクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント^{2*}等）といった、人権に関する様々な問題が存在しています。

日本のジェンダーギャップ指数^{3*}は世界 146 カ国中 116 位（令和 4 年 7 月発表）で、特に政治分野は 139 位と、政治分野での女性進出の割合の低さが問題となっていることや、医学部の入学試験で、女性の受験者が不利となるような不正が行われたという報道が記憶に新しいことから、社会において女性が置かれる環境はいまだ厳しいものと言えます。

また、近年では AV 出演強要や「JK ビジネス^{4*}」等の、若年層の女性に対する性暴力の問題も深刻化しているほか、新型コロナウイルス感染症の流行により、DV や非正規雇用労働者の雇止め、女性の貧困といった問題が深刻化・顕在化しています。

本市においては、性別に関わりなくすべての人が共に暮らしやすい社会となるよう、男女が平等でお互いを尊重する心豊かな男女共同参画社会の実現と、性別による人権侵害の防止に取り組みます。

〈方針〉

「下野市男女共同参画プラン」に基づいて、関係機関等と連携を図りながら、性別による人権侵害の防止や固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発活動を行うとともに、女性の人材育成・エンパワーメント^{5*}支援を行うなど、女性の参画拡大を図り、男女が共に働きやすい環境づくりを促進します。

また、DV やハラスメント等の人権侵害を防止するために、関係機関と連携して市民からの相談に応じるとともに、被害防止や被害者の保護に取り組みます。

¹ *ドメスティック・バイオレンス（DV） 配偶者やパートナーなど、親しい間柄にあるものからの身体的・精神的・性的暴力のこと。
² *マタニティ・ハラスメント 妊娠・出産・育児休業の取得などを理由とする解雇、雇止め、降格や職場内での嫌がらせ等を指す。
³ *ジェンダーギャップ指数 各国の男女格差を「経済」「教育」「健康」「政治」の 4 分野で評価した、国ごとのジェンダー平等の達成度指数のこと。
⁴ *JK ビジネス 女子高校生等を商品化し、青少年の性を売り物とする営業形態のこと。
⁵ *女性のエンパワーメント 女性が必要な知識や能力を身につけ、経済活動や政治活動に参加し、連帯しながら社会の変革を進めるようになること。

〈具体的施策〉

施策の方向	内容
1 男女共同参画社会実現のための啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市内イベント、講演会等において、男女共同参画に関する情報提供、啓発活動を推進する。 ・男女共同参画情報紙を発行する。
2 性別による人権侵害防止のための啓発活動および相談支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力を許さない社会環境づくりへの啓発を推進する。 ・あらゆるハラスメントやストーカー防止のための啓発を推進する。 ・DV 被害者等への相談支援を行う

【参考】第三次下野市男女共同参画プラン 基本目標

1. 女性の活躍とワーク・ライフ・バランス実現に向けた環境づくり
例) 男女が共に働きやすい職場環境づくり
2. だれもが安心して活躍できる社会を支える基盤づくり
例) 男女の活躍を支える子育て支援の実施
3. あらゆる暴力の根絶と被害者支援の体制づくり
例) あらゆる暴力の防止の意識づくり
4. 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり
例) 男女共同参画に関する教育・啓発の推進

【主な関係法令等】

- ・女子差別撤廃条約
- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
〈男女雇用機会均等法〉
- ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
〈育児・介護休業法〉
- ・男女共同参画社会基本法
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律〈DV防止法〉
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律〈女性活躍推進法〉
- ・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
- ・性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特別等に関する法律（AV 出演被害防止・救済法）
- ・栃木県男女共同参画推進条例
- ・下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例
- ・下野市男女共同参画都市宣言

2 子ども

〈現状と課題〉

近年、少子化や核家族化、共働き世帯の増加等により子どもを取り巻く環境は急激に変化しています。全国的な状況を見ると、家庭においては子育ての負担等に起因した子どもの虐待が後を絶たず、学校においてもいじめ等の問題が存在しています。特に近年では子どもたちが SNS⁶*に触れる機会が増え、いじめの様相が多様化・複雑化しています。さらには、社会経済状況の変化等により、「子どもの貧困」や「ヤングケアラー⁷*」といった問題も深刻となっています。

子どもにも大人と同様に基本的人権が保障されています。令和2年4月には児童福祉法等の改正法が施行され、体罰が許されないものであることが法定化されました。大人たちが、未来を担う子ども達一人ひとりの人格を尊重し、体罰等によらず健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、その責任を果たしていくことが求められています。

本市では、学校、家庭、地域、行政等が連携し、いじめや虐待をはじめとした子どもに対する人権侵害の未然防止・早期発見・対応を図り、子ども達の健全な発達及び子どもの権利を守るために取り組みます。

〈方針〉

「子育て応援しもつけっ子プラン」に基づき、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を学校・家庭・地域と行政が連携してつくるよう努めます。子どもの人権を尊重する教育及び啓発の推進を図り、いじめ・暴力等の問題に対する取組を推進します。

また、虐待防止及び要保護児童対策に取り組むとともに、困難な状況にある子どもの支援を行います。

⁶ *SNS ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

⁷ *ヤングケアラー 年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護 (障がい・病気・精神疾患のある保護者や祖父母の介護など) や世話 (年下のきょうだいの世話など) をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている子どものこと。特に子どもは、自分自身がヤングケアラーであると認識していることが少ないため「当事者を見つけること」が難しいとされている。

〈具体的施策〉

施策の方向	内容
1 子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・虐待等の子どもの人権に関する啓発を行う。 ・人権尊重、生命尊重の精神の育成に取り組み、個性を生かす教育の推進を図る。 ・子どもがまちづくりに参画する機会や体験的な社会参加活動の機会を確保する。
2 虐待、いじめ等の防止・解消および支援が必要な子どもの相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や地域等の関係機関と密接に連携し、未然防止・早期発見・早期対応を図る。 ・学校サポートセンターの活動やスクールカウンセラー等の相談員による相談体制の充実を図る。 ・虐待やいじめ、不登校、ヤングケアラー等支援が必要な状況にある子どもの相談・支援を行う。

【参考】第二期子育て応援しもつけっ子プラン基本施策

1. 仕事と子育てを両立するための基盤づくり
例) 就学前教育・保育事業の充実
2. 誰もが安心して子どもを産み育てられる環境づくり
例) 妊娠・出産への支援
3. 子どもの学力向上と健全な心を育む教育の充実
例) 就学前教育・保育と学校教育のスムーズな連携
4. 子どもが安全・安心に過ごせる環境づくり
例) 育児不安の軽減と虐待防止への支援
5. すべての家庭・子どもが幸せに生活するための支援
例) 障がい児を養育する家庭への支援

【主な関係法令等】

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・児童の権利に関する条約 ・教育基本法 ・学校教育法 ・児童福祉法 ・母子保健法 ・児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 ・児童虐待の防止等に関する法律 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策推進法 ・子どもの貧困対策の推進に関する法律 ・成育基本法 ・教育機会確保法 ・教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 ・栃木県青少年健全育成条例 ・栃木の子ども・子育て支援条例 |
|---|--|

3 高齢者

〈現状と課題〉

日本では高齢化が急速に進行しており、下野市においても65歳以上の人口（高齢人口）は総人口の26%を超えています。（下野市 HP 年齢別人口統計 参照 15,608/59,929≒0.260… 令和4年3月末時点）この先ひとり暮らしの高齢者や、認知症や寝たきりといった要介護状態の高齢者など、支援を必要とする高齢者が増加することが予想されます。

一方で、高齢者に対する身体的・心理的・経済的虐待や介護放棄等、高齢者への人権侵害や高齢者を対象とした振り込め詐欺等の犯罪が多発しています。高齢者が個人の尊厳を保ち、安心して自立した生活を送ることができるよう、高齢者世代も含めたすべての世代が支え合う「地域共生社会」の実現が必要となっています。

〈方針〉

「下野市高齢者保健福祉計画」に基づき、支援が必要な高齢者とその家族や介護者を地域で支える体制を整えるとともに、高齢者の人権に関する教育・啓発活動を推進します。さらに、関係機関と連携し、高齢者への虐待防止および認知症高齢者等の権利擁護の理解促進に取り組みます。

〈具体的施策〉

施策の方向	内容
1 介護や高齢者福祉、認知症等に関する教育・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・すべての世代が支え合う意識の醸成を図り、高齢者の人権問題に関する教育や啓発を推進する。・市民自らが健康づくりに参加できるような機会を提供する。
2 高齢者に対する虐待防止対策や相談・支援体制の充実、権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none">・認知症等の高齢者本人やその家族に対する相談・支援を行う。・虐待防止のための対策や、虐待の早期発見および早期対応を行う。・高齢者の権利擁護および成年後見制度についての理解を促進する。

【参考】下野市高齢者保健福祉計画（第8期） 基本施策

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. 生きがいつくりの推進 | 例) 社会活動への参加促進 |
| 2. 介護予防・日常生活支援の推進 | 例) 健康づくりの推進 |
| 3. 介護・福祉サービスの充実・強化 | 例) 介護・福祉サービスの基盤整備 |
| 4. 在宅医療・介護連携の推進 | 例) 在宅医療・介護の連携強化 |
| 5. 認知症施策の推進 | 例) 認知症に関する知識の普及・啓発 |
| 6. 人材の確保・育成 | 例) 介護職 |
| 7. 安全・安心な暮らしの確保 | 例) 相談体制の充実 |
| 8. 地域における支え合い・助けあいの充実 | 例) 市民の理解・協力の促進 |

【主な関係法令等】

- ・老人福祉法
- ・高齢者等の雇用の安定等に関する法律
- ・高齢社会対策基本法
- ・介護保険法
- ・高齢者の居住の安定確保に関する法律
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律
- ・栃木県ひとにやさしいまちづくり条例

4 障がい者

〈現状と課題〉

平成 28 年に障害者差別解消法が施行され、障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の義務化が定められたため、公的機関や事業者による各種取組が進められています。しかし、いまだ障がいのある人たちは、差別・偏見や、物理的障壁（バリア）のために不利益を被ることがあり、自立と社会参加等が困難な状況にあります。また、精神障がいや内部障がいといった見かけではわからない障がいを持つ人は、周囲からの配慮が得られにくく、日常生活を送るうえで困難を抱えやすいという現状があります。障がい者の尊厳や身体、財産を不当に侵害する虐待等の事件も発生しており、大きな問題となっています。

市民一人ひとりが障がいについて関心をもち、理解しようとすることによって、障がいのある人もない人も共に住みなれた地域社会で生活できるよう、障がいについての理解促進や権利擁護の取組を推進する必要があります。

〈方針〉

「下野市障がい者福祉計画」に基づき、障がいのあるなしにかかわらず、すべての市民が互いに人権と個性を尊重しながらともに生きるまちの実現を目指し、障がい者に対する人権侵害の防止や差別等解消のための教育・啓発の推進、障がい者の権利を守る相談体制の充実に努めます。

また、障がい者の自立と社会参加を促進するため、必要とする福祉サービスや支援の充実を図ります。

〈具体的施策〉

施策の方向	内容
1 障がい者の人権を尊重する教育・啓発の推進および交流・ふれあいの促進	<ul style="list-style-type: none">・障がいについての正しい認識と理解を深め、人権侵害を防止するための情報提供や啓発活動を行う。・学校教育や生涯学習において、福祉教育の充実を図る。・スポーツや文化活動等の交流事業を通じて障がい者との交流を促進する。
2 障がい者の自立と社会参加の支援	<ul style="list-style-type: none">・障がい者の雇用に関する相談支援を行う。・障がい者が各種講座やイベント等に参加できるよう、合理的配慮を行う。

<p>3 障がい者に対する虐待防止対策や相談・支援体制の充実、権利擁護の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の早期発見及び早期対応、防止対策を推進、相談事業などの支援体制の充実を図る。 ・障がい者の権利擁護を促進する。
--	---

【参考】下野市障がい者福祉計画（第6期） 基本目標・施策

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域生活支援体制の充実 2. 相談・支援体制の充実 3. 障がい児支援体制の充実 4. 社会参加の支援 5. 協働によるまちづくりの推進 | <ol style="list-style-type: none"> 例) 障害福祉サービス・生活支援事業の充実 例) 相談支援・情報提供体制の充実 例) 保育・療育環境の充実 例) 多様な就労機会の確保と推進 例) 障がいの理解促進と普及啓発 |
|---|---|

【主な関係法令等】

- ・障害者の権利に関する条約
- ・身体障害者福祉法
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- ・知的障害者福祉法
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律
- ・障害者基本法
- ・発達障害者支援法
- ・高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律〈バリアフリー法〉
- ・障害者虐待防止法
- ・障害者総合支援法
- ・障害者差別解消法
- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律
- ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法
- ・栃木県障害者差別解消推進条例
- ・栃木県障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

5 部落差別（同和問題）

〈現状と課題〉

部落差別（同和問題）は、歴史的発展の過程で形作られた身分階層構造に基づく差別であり、同和地区と呼ばれる地域出身であることや居住していることを理由に、長い間経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお日常生活の上でいわれなき差別を受ける等、我が国固有の重大な人権問題です。

現在では同和地区の生活環境は改善されましたが、なおも部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴いインターネット上での差別情報の拡散等が生じていることから、平成28年には「部落差別解消推進法」が制定されました。依然として結婚や就職の場面で差別を受ける事例や、「えせ同和行為^{8*}」等の問題も発生しています。本市においては、引き続き部落差別（同和問題）に関する正しい理解を深めるための教育及び啓発を推進し、差別のない社会の実現に取り組みます。

〈方針〉

部落差別（同和問題）は日本国憲法によって保障されている基本的人権を侵害する問題です。差別をなくし、すべての人の基本的人権が尊重されるよう、発達段階に即した人権教育・啓発に取り組みます。また、人権侵害の被害を受けた方のための相談事業の実施や、相談窓口の周知を行います。

部落差別（同和問題）の解決を阻害する「えせ同和行為」については、その排除のため、被害事例の把握に努め、法務局や警察等の関係機関と連携し、積極的な情報提供に取り組みます。

⁸ *えせ同和行為 同和問題の解決に向け努力しているように装い、不当な寄付を募ったり、高額な図書を購入を迫ったり、企業や行政機関などに不当な要求を行うこと。同和問題の解決を口実にして相手を威圧・脅迫し、金を儲けようとする行為で、同和問題とは関係がなく、これまで同和問題の解決を目指して真摯に取り組んできた人々に対するイメージを著しく損ねている。

〈具体的施策〉

施策の方向	内容
1 人権一般の普遍的な視点からの人権教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育や生涯学習等のあらゆる機会を通して、人権尊重の精神を醸成する教育・啓発活動を推進する。 ・市民、市職員に対し、人権に関する研修会や講演会、講座等の学習機会を提供する。
2 人権の擁護のための相談事業の実施および相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員及び関係機関と連携した相談業務を実施する。 ・相談窓口の周知を行う。
3 えせ同和行為対応についての啓発推進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所、企業への啓発を行う。 ・関係機関と連携し、被害事例の把握を行う。

【主な関係法令等】

- ・同和対策審議会答申
- ・同和対策事業特別措置法
- ・地域改善対策特別措置法
- ・地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
- ・部落差別の解消の推進に関する法律
- ・地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律期限後の栃木県同和行政の在り方について（意見具申）

6 外国人

〈現状と課題〉

現在、留学や技能実習等、様々な理由から日本で生活する外国人が増加しています。本市においても、外国人の人口は773人※（全人口の約1.3%）で増加傾向にあり、日常で外国人と接する機会も多くなっています。しかし、全国的な状況を見ると、異なる国や文化への誤解から住民間で様々なトラブルが生じたり、就労にかかわる人権問題や、特定の民族・国籍の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチ⁹*が行われる等の問題も生じたりしています。

このため、外国人と日本人が、相互に理解を深め、多様な文化や習慣、価値観等の違いを認め合い、国籍を問わず、すべての人の人権を尊重し合う多文化共生社会を実現することが求められています。

※出入国在留管理庁「在留外国人統計（令和3年12月末）」より

〈方針〉

外国人が社会で孤立せず安心して生活できるよう、生活に必要な情報の伝達等の配慮を行います。また、国籍や見た目、文化・習慣の違いによる差別や偏見を解消し共に生きる社会を実現するため、児童生徒への教育の充実や市民との交流事業を通じた相互理解の促進および差別防止の啓発を行い、すべての外国人と日本人が心豊かに暮らすことが出来る多文化共生社会の実現に努めます。

⁹ *ヘイトスピーチ 特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動のこと。

〈具体的施策〉

施策の方向	内容
1 外国人が暮らしやすく活動しやすいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室等の事業を行うことで、日本語学習や交流の機会の充実を図る。 ・行政サービス等生活に必要な情報について多言語による情報提供を行う。
2 国際理解を深める教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国際理解のための国際交流員によるイベントや講座等の開催・周知に努める。 ・学校教育や生涯学習において国際理解を図る授業、講座等の充実を努め啓発活動を推進する。
3 国籍による差別等の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘイトスピーチ等差別的発言防止の啓発を行う。 ・多文化共生社会実現に向け、国籍を理由としたあらゆる差別防止のための啓発を行う。

【主な関係法令等】

- ・地域における多文化共生推進プラン
- ・出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）
- ・外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
- ・日本語教育の推進に関する法律

7 SOGI（性的指向・性自認）と人権侵害

〈現状と課題〉

SOGI（ソジまたはソギ）^{10*}とは、性的指向（どのような人を好きになるか、**Sexual Orientation**）と性自認（自分の性をどのように認識しているか、**Gender Identity**）を表す言葉で、すべての人が持っている属性を指します。近年では多様な SOGI（性的指向・性自認）が存在することが認識されつつあり、栃木県においても令和4年9月から「パートナーシップ宣誓制度^{11*}」が導入されるなど、多様な性のあり方を認める動きはますます加速しています。

しかし、いまだ「出生時の性と自認する性が一致する人」や「性的指向が異性に向いている人」が多数派とされる中、「性的マイノリティ」とされる人たちは SOGI（性的指向・性自認）を理由とした人権侵害を受けやすい状況にあり、差別や偏見を恐れて一人で悩み続けてしまう人も多くいる状況です。

どのような SOGI（性的指向・性自認）であるかにかかわらず、だれもが自分らしく生きることができるよう、互いの性のあり方について認め合う社会の実現が求められています。

〈方針〉

多様な性のあり方についての理解を促進し、SOGI（性的指向・性自認）にかかわらず、だれもが自分らしく生きることのできる社会を実現するため、市民に対し SOGI（性的指向・性自認）に関する啓発を行うとともに、学校においても多様な性のあり方や自分と異なる立場を認め、尊重することに関する教育を行います。

また、SOGI（性的指向・性自認）について悩む市民に対し、相談窓口の周知を行います。

¹⁰ *SOGI（ソジまたはソギ） 身体的性（Sex Characteristic）と性表現（Gender Expression）の意味合いを加えた SOGIESC（ソジエスク）という言葉を用いる場合もある。性的指向や性自認を理由に差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力などの精神的・肉体的な嫌がらせを行うことを SOGI ハラスメントという。

¹¹ *パートナーシップ宣誓制度 LGBTQ 等、性的マイノリティの当事者を含む2人のカップルが、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合う関係であることを宣誓し、公的機関が両者に対して証明書を交付する制度のこと。婚姻制度とは異なり、法律上の効果が生じるものではないが、公営住宅の入居申込み等公的サービスやその他民間のサービスを受けることができる場合がある。なお、制度は地方自治体により異なる。

〈具体的施策〉

施策の方向	内容
1 多様な性のあり方に関する教育・啓発の推進	・ SOGI に関連する講演会やセミナー、広報活動等を行う。 ・ 学校教育において、多様な性のあり方や自分と異なる立場を認め、尊重することについての指導を行う。
2 SOGI に関する相談窓口の周知	・ 広報紙や啓発カード等を用い、相談窓口の周知を行う。

【主な関係法令等】

- ・ 性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律
- ・ とちぎパートナーシップ宣誓制度
- ・ 下野市男女共同参画都市宣言
- ・ 第三次下野市男女共同参画プラン

8 感染症と人権侵害

〈現状と課題〉

令和元年に世界で初めて感染が確認され、令和2年から日本でも感染が拡大した「新型コロナウイルス感染症」では、未知のウイルスに対する恐怖や不安から、感染者や医療従事者、その家族に対する誹謗・中傷が相次ぎ、大きな問題となりました。令和3年2月頃からは日本で新型コロナワクチンの接種が開始されましたが、その際も事実上接種を強要されたり、接種を受けないことで職場の配置転換等の不当な差別を受けたりする「ワクチン・ハラスメント^{12*}」という人権侵害が発生しました。

これまでも、日本ではハンセン病患者、HIV感染者もしくはエイズ患者といった感染症患者やその家族等に対する人権侵害が生じており、現在でもこれらの感染症に対し差別や偏見が残っている状況です。ハンセン病については、法律に基づいて患者の強制隔離等を行うなど、国による人権侵害がなされたことがあり、現在でもハンセン病元患者やその家族の中には、差別を恐れ、自分が元患者であることや家族から患者が出たことを隠して生活している人が多くいます。

感染症に対する差別や偏見を解消し、感染症患者が安心して医療を受け、治癒後に社会復帰ができるよう、また、感染症患者の家族や医療従事者が安心して生活ができるようになるため、一人ひとりが感染症に対する正しい知識を持つこと、相手の立場を理解し、人権を尊重する気持ちを持つことが求められています。

〈方針〉

感染症に起因する差別や偏見を解消し、感染症患者や医療従事者とその家族等への人権侵害を防止するため、市民に対する正しい知識の普及や差別防止の啓発および児童・生徒への教育に努めます。

¹² *ワクチン・ハラスメント 新型コロナワクチンを接種しない方へ差別的な言動や嫌がらせを行ったり、企業等が従業員に対して接種の強要や、接種しない従業員に対し解雇や配置転換等の不当な取扱いを行ったりする事例が報告されている。相手に対し不用意に接種の有無を聞くこと等もハラスメントに含まれる場合がある。

〈具体的施策〉

施策の方向	内容
1 感染症に対する正しい知識の普及	・ HIV 感染症・エイズ、ハンセン病等の感染症や、新型コロナウイルス感染症等の新たに流行した感染症に関する正しい知識を普及し、理解を促進する。
2 感染症に起因する差別の防止	・ 感染症に起因する差別防止のため、広報紙やチラシ等を用いた啓発を行う。

【主な関係法令等】

- ・らい予防法の廃止に関する法律
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律
- ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律

9 インターネット上の人権侵害

〈現状と課題〉

現在、スマートフォン等の普及により、世代を問わず多くの人々がインターネットを利用する時代になっています。インターネットは情報の入手や相互の連絡を容易にするだけでなく、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用による情報の発信を可能にし、私たちに多くの利便性と可能性をもたらしました。また、学校教育においても、GIGAスクール構想¹³*の一環として、児童・生徒1人1台タブレット端末の利活用が推進されるなど、私たちの身の回りのあらゆる場面で情報化が進められています。

しかし、その匿名性や情報発信の容易さから、SNSには他人への誹謗中傷や差別を助長する表現、プライバシーを侵害する情報等が掲載され、深刻な人権問題となっています。さらには、コンピューターウイルス等による個人情報の流出といった悪質な事件も発生しており、インターネット上の人権侵害事件はますます多様化・複雑化しています。

このため、市民一人ひとりがインターネットを利用する際のルールやマナーを理解し、軽はずみな誹謗中傷や差別的発言が他人への人権侵害につながることを認識するとともに、個人情報流出等の危険性を認識したうえで利用していくことが求められています。

〈方針〉

市民一人ひとりがインターネットを利用する際のルールやマナーについて理解を深め、他者の人権やプライバシーを侵害することなく利用できるよう、教育・啓発を行います。

インターネット上における誹謗中傷・差別的表現の流布やプライバシーを侵害する情報については、法務局と連携して対応します。

¹³ *GIGAスクール構想 GIGAは「Global and Innovation Gateway for All」の略で、ICT技術の社会への浸透に伴い、学校教育においても「1人1台端末」と通信ネットワークの整備により、子どもたち一人ひとりの個性に合わせた教育の実現を図ろうとするもの。

〈具体的施策〉

施策の方向	内容
1 インターネットの適切な利用を促す教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報教育を通じたメディア・リテラシー¹⁴＊の育成を図る。 ・ 学校教育や生涯学習における啓発活動や講座・講演会等を推進する。
2 インターネット上の誹謗中傷や差別的表現への対応及び相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法務局等関係機関と連携し対応を行う。 ・ インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口の周知を行う。

【主な関係法令等】

- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
- ・ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
〈プロバイダ責任制限法〉
- ・ 個人情報保護に関する法律
- ・ 栃木県青少年健全育成条例
- ・ 栃木県個人情報保護条例

¹⁴ ＊メディア・リテラシー メディアの特性を理解して使いこなす複合的な能力のこと。メディアの特性を知り、メディアからの情報を主体的かつ批判的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、双方向コミュニケーションにおける様々なトラブルを処理・回避する能力などがある。

10 その他の人権問題

〈現状と課題〉

前項まで述べてきた人権問題のほかに、時代や社会の変化の中で新たな人権問題が生じてきています。そのため、以下のような人権の擁護のための配慮が求められます。

- ① 職場における人権侵害
- ② 被災時（あるいは避難所で）、高齢者や障がい者等、特別な配慮を必要とする方
- ③ 福島第1原子力発電所事故により被災された方
- ④ 犯罪被害者やその家族
- ⑤ 刑を終えて社会復帰した人やその家族

〈方針〉

これらの人々の人権が侵害されないよう正しい知識を身に付け理解を深めるとともに、改めて「基本的人権の尊重」の原点に立ちかえり、互いを尊重し誰もが豊かな生活を送れるよう教育・啓発活動に取り組みます。

また、これらの人権問題のほか、現在生じているあらゆる人権問題、今後の社会環境の変化等に伴い、新たに生じる人権問題については、多様な機会を通じて人権教育及び人権啓発の推進を図り、解決に努めます。

〈具体的施策〉

施策の方向	内容
1 人権意識を持つ自立した人間形成へ導く人権教育や積極的な啓発の推進	<p>・ 誤解や偏見を解消し、人権意識を持つ自立した人間形成を目指して、下記①～⑤の人権問題において、正しい理解を深めるための研修機会の提供や啓発活動を推進し、配慮した対応に努める。</p> <ol style="list-style-type: none">① 職場における人権侵害② 被災時（あるいは避難所で）、高齢者や障がい者等、特別な配慮を必要とする方③ 福島第1原子力発電所事故により被災された方④ 犯罪被害者やその家族⑤ 刑を終えて社会復帰した人やその家族 <p>・ このほか現在生じているあらゆる人権問題や新たに生じる人権問題についても、多様な機会を通じた人権教育・啓発の推進を図る。</p>

【主な関係法令等】

- ・労働基準法
- ・労働施策総合推進法
- ・東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律〈原発避難者特例法〉
- ・犯罪被害者等基本法

第3章 計画の推進

1 生涯学習のあらゆる場を通じて

市民一人ひとりが、人権の意義や重要性を理解するとともに、人権問題を身近な問題としてとらえる感性や、日常生活において態度や行動に現れるような人権意識を十分に身に付け、人権が尊重される平和で豊かな社会の実現を目指し、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進します。

(1) 就学前・学校教育

学校においては、児童生徒の発達段階に即し、教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促し、豊かな人間性を育むとともに、様々な人権問題についての正しい理解とその解決に向けた学習を推進します。特に、知識を伝達するだけの学習だけでなく、ボランティア活動等の社会奉仕体験活動や高齢者・障がい者等との交流活動など豊かな体験の機会の充実に努めます。

現在、社会問題となっている児童虐待、いじめ等は、子どもの人権にかかわる重大な問題であり、早急に解決しなければならない人権課題の一つです。

児童虐待については、「児童虐待の防止に関する法律」の周知とともに、児童相談所、関係諸機関との綿密な連携体制のもと児童虐待の発生防止、早期発見・援助及び再発防止に努めます。

また、教職員の資質の向上と児童・生徒への指導體制の充実に努めるとともに、学校・家庭間の連携はもとより、地域社会や関係機関との連携を深め、それぞれが一体となっていじめや校内暴力等の問題に対応できるような体制づくりを進めます。

(2) 社会教育

人権に関する講演会の実施やボランティア活動などの体験活動など、生涯にわたって人権に関する多様な学習の機会の充実に努めるとともに、学習活動の機会を提供し、地域の実情に即した啓発活動の促進に努めます。

(3) 家庭・地域

家庭や地域は生涯学習の原点であると同時にあらゆる教育の出発点で、豊かな情操や思いやりなどの人格形成に大きな役割を果たすものであり、日常生活を通じて、偏見や差別の不当性を見極め、公平・公正に行動することを自ら子どもに示していくことが求められます。また、人権尊重について理解を深めるために、学習する機会を提供し、家庭教育や子育て、地域社会で悩む人たちが気軽に相談できる相談業務の充実に努めます。

(4)企業

企業が社会的責任を自覚し、公正な採用や職場での嫌がらせ、差別などがない働きやすい職場環境づくりを推進するとともに、社員の人権意識の向上のため研修等を行うことが望まれます。

2 人権推進をささえる人材の育成

行政職員、教育・社会教育関係職員、医療・福祉関係者、マスメディア関係者などの人権に関わりの深い特定の職業に従事する者は、人権尊重の理念を理解したうえで、それぞれの業務に取り組む必要があります。人権教育及び人権啓発の推進については、これら特定の職業に従事している者に対して、様々な人権課題に関する研修や講演会を実施するほか、それぞれの関係機関が行う研修等の取組に対して支援を行います。

(1) 市職員

市職員は、全体の奉仕者としての使命感を持ち、日本国憲法の定める基本的人権の尊重の理念を、行政施策を通して具体化していく責務を担っています。

このため、市職員は、すべての市民の人権が尊重される社会の実現に向け、人権尊重の視点に立ち業務を遂行するとともに、市民の人権意識の高揚および人権擁護のための各種施策を実施する必要があります。

それらを効果的に実施することができるよう、日頃から職員研修等を通じて自らの人権感覚を高め、人権尊重の視点に立つ市民サービスの向上に努めます。

(2) 学校教育・社会教育等関係者

学校、幼稚園、保育所など教育に携わる職員(以下「職員」という。)は、子どもの人権を守り、また、子どもの人権意識を育む教育を推進する使命を持っています。

特に、学校における人権教育の推進においては、指導者である職員自身が人権に関する深い理解と認識を持つことが必要です。職員一人ひとりが豊かな人権意識を身につけるため、人権感覚を養う研修、また指導方法の工夫・改善を目指す研修の充実を図り、職員の資質の向上に努めるとともに、学校における人権教育を積極的に推進します。

また、社会教育等関係者においても、教育に携わる職員と同じ資質が求められることから、重要な人権教育および啓発の担い手としてその資質を高めることができるよう、研修の充実に努め、市と市民の協働による人権教育・啓発の推進を目指します。

(3) 医療・福祉関係者

対象者の人権に配慮した処遇の徹底に努め、医療・福祉関係者に対し、人権意識の普及・高揚が図られるよう、研修、講演会などにより人権教育・啓発を実施し、差別のない明るい社会づくりに努めます。

(4) マスメディア関係者

マスメディア関係者と協力連携を図り、正しい知識の普及に努めます。

3 効果的な推進

(1) 学習機会の拡大・充実

市民一人ひとりが人権を自らの身近な問題としてとらえ、積極的に人権意識を高めていくことができるよう、講演会や体験型・参加型学習の機会を提供し、生涯にわたって人権について学習することができるような環境づくりを行います。

(2) 情報の提供と啓発

人権啓発資料の作成・配布や広報活動を充実させ、家庭や地域社会と行政、学校等が情報を共有しながら連携・協力を図り、それぞれの教育機能を十分に活かした人権教育を促進するとともに、人権に対する正しい認識と理解がより一層深まるよう教育・啓発活動に努めます。

(3) 関係機関との連携

人権教育・啓発を効果的に推進し、この行動計画を実行あるものとするために、国・県・企業・団体等との緊密な連携のもとに、幅広い取り組みが必要となります。

このため、行政だけではなく、企業・団体等においても積極的な取り組みが図れるよう、人権教育や啓発活動にかかわる機関と連携・協力し、推進に努めます。

(4) 相談・支援・救済体制の充実

人権擁護委員や民生委員・児童委員等による相談業務の充実や子育て支援センター、福祉施設等と連携した支援・救済体制の整備を促進します。

第4章 推進体制等

1 推進体制

行動計画の推進にあたっては、人権教育及び人権啓発の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的に設置した「下野市人権対策推進本部」を中心に、関係部課(局)相互の緊密な連絡調整を図り、施策の推進に努めます。また、関係部課(局)においては、この行動計画の趣旨を十分に踏まえ、関係施策を実施します。

(1) 庁内推進体制の強化

施策の多くは複数の担当課による協力・連携が必要となります。そのため、職員研修を実施する等、職員一人ひとりが人権尊重の重要性を認識し、人権擁護の視点に立って取組を推進します。

また、行政の各分野において、庁内の連携が十分に図れるよう、人権対策推進本部会議を実施します。

(2) 市民、地域との協働による取組の推進

すべての目標は、行政による施策の推進だけで実現が図れるものではありません。そのため、市民・企業・地域団体等と行政が連携して推進できる体制づくりを進めます。

また、市民・企業・地域団体と行政との協働を円滑に進めるため、まとめ役として活躍できる人材の育成を支援します。

(3) 国・県等関連機関との連携

本プランの効果的な推進にあたっては、国や県の計画や方針との整合性に配慮しながら取り組むことが必要です。人権の尊重された社会の実現に向け、国、県、他市町との情報交換や交流を通じ、連携し各種施策を実施します。

2 行動計画の進行管理及び見直し

行動計画の進捗状況については、下野市人権推進審議会において検討し、その結果を施策の推進に反映させます。

計画の推進期間は、5年間ですが、計画期間内において国連や国の動向等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

世界人権宣言

1948年12月10日国際連合第3回総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義および平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上を促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる自由による差別を受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立であると信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他の何らかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。
- 第3条** すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。
- 第4条** 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。
- 第5条** 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。
- 第6条** すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。
- 第7条** すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。
- 第8条** すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。
- 第9条** 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。
- 第10条** すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。
- 第11条** 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。
- 第12条** 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対しての法の保護を受ける権利をする。
- 第13条** すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。
- 第14条** すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。
- 第15条** すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。
- 第16条** 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。
- 第17条** すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。
- 第18条** すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。
- 第19条** すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えたと否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。
- 第20条** すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。
- 第21条** すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。
- 第22条** すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。
- 第23条** すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する

権利を有する。

第24条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的 集団相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由もたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第三章 国民の権利及び義務

第11条〔**基本的人権の享有**〕国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条〔**自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止**〕この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条〔**個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉**〕すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条〔**法の下での平等・貴族の禁止・栄典**〕すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

第19条〔**思想及び良心の自由**〕思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条〔**信教の自由**〕信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条〔**集会・結社・表現の自由、通信の秘密**〕集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条〔**居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由**〕何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条〔**学問の自由**〕学問の自由は、これを保障する。

第24条〔**家族生活における個人の尊厳と両性の平等**〕婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条【生存権、社会的使命】 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条【教育を受ける権利、教育の義務】 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条【勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止】 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第十章 最高法規

第97条【基本的人権の本質】 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

下野市人権推進審議会条例

平成 25 年 3 月 22 日

条例第 5 号

(設置)

第 1 条 下野市の人権推進に関する基本的方策を審議し、人権に関する諸問題について総合的に検討及び調整し、市人権行政の総合的かつ計画的な施策の推進を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 の規定に基づき、下野市人権推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、14 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市校長会の代表者
- (3) 民生委員児童委員協議会の代表者
- (4) 教育長又は教育委員の代表者
- (5) 人権擁護委員の代表者
- (6) 公募による住民の代表者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、審議会の運営上必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第 2 項第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号及び第 7 号のうちから委嘱又は任命された委員が、当該各号に掲げる職を失ったときは、任期中においても委員の職を失う。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は公開とする。ただし、審議会を公開することにより公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

5 審議会の会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総合政策部において処理するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日の前日において従前の下野市人権推進審議会委員であった者については、残任期間までこの条例による委員とみなす。

附 則(平成27年3月20日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在籍する場合には、次の各号に定めるとおりとする。

(1)から(3)まで 略

(4) 第4条による改正後の下野市人権推進審議会条例第2条の規定は適用せず、改正前の下野市人権推進審議会条例第2条の規定は、なおその効力を有する。

下野市人権推進審議会委員名簿

(敬称略)

No.	役 職	氏 名	備 考
1	会 長	長谷川 万由美	学識経験者
2	副会長	永山 伸一	教育委員会
3		山根 吉雄	学識経験者
4		坂本 美保	小中学校長会
5		小貫 シゲ子	民生委員児童委員協議会
6		中川 賢一	人権擁護委員会
7		近藤 美知子	人権擁護委員会
8		鈴木 健一	公募委員
9		近藤 令兒	公募委員
1 0		小谷野 雅美	総合政策部長
1 1		近藤 善昭	教育次長
1 2		福田 充男	健康福祉部長



下野市人権教育・啓発推進行動計画

発行：下野市総合政策部市民協働推進課

〒329-0492 栃木県下野市笹原 26 番地

TEL0285-32-8887

FAX0285-32-8606

Emai: shiminkyoudousuishin@city.shimotsuke.lg.jp